

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 目的

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

### 2 位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法<sup>\*</sup>に基づき制定された条例の第9条に基づく市の基本的な計画（以下「プラン」）です。
- (2) 重点目標Ⅰ「誰もが活躍できる環境づくり」は、女性活躍推進法<sup>\*</sup>第6条に基づく本市の推進計画として位置付けます。
- (3) 重点目標Ⅲ「暴力のない社会づくり」は、DV防止法<sup>\*</sup>第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画として位置付けます。

### 3 計画期間

第5次男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」）の計画期間は、本市の上位計画である「横須賀市実施計画」との整合を考慮し、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4年間とします。

### 4 基本理念

プランは、条例第3条に規定された4つの理念を基本理念として、本市の男女共同参画の推進を図ります。第5次プランでは、この理念を踏まえ社会情勢の変化等を勘案し、3つの重点目標にまとめています。

#### 基本理念（条例第3条要約）

- (1) 誰もが個人として尊重され、暴力や不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方を選択できる。
- (2) 誰もがあらゆる分野の方針決定に参画する機会が確保される。
- (3) 性別による固定的な役割分担をなくすように努力する。
- (4) 男女が協力し、社会の支援のもと、家庭における責任や役割を対等に果たす。

## 5 基本的施策

プランでは、条例第8条に規定された7つの基本的施策を基本として、男女共同参画に関する施策を推進します。第5次プランでは、3つの重点目標及びこの基本的施策を踏まえ、7つの施策方針にまとめています。

### 基本的施策（条例第8条要約）

- (1) 子育て、介護等の家庭生活・地域生活・職業生活の両立支援
- (2) 暴力による被害者救済、その自立支援
- (3) あらゆる分野の教育の場における、男女共同参画の推進
- (4) 男女共同参画を推進する活動を行う市民公益活動団体の支援、育成
- (5) 男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担の助長や、暴力を容認する表現を用いないことの周知
- (6) 社会のあらゆる分野に参画する機会や能力発揮を促す学習機会の提供による、男女間の格差是正
- (7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、その取組経過を公表することで事業者のモデルとなるよう努めること

## 6 主要施策

7つの施策方針に基づき、具体的な事業内容を踏まえ17の主要施策を定めました。第5次プランにおいては、特に「女性の活躍に向けた支援」「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援」に重点を置くとともに、「多様な性を尊重する社会の実現」などを新たに加えています。

## 7 施策

主要施策に基づくものとして、39の施策を定めています。主要施策において新たに定めた分野を中心に、従来からの施策についてもさらに充実を図ります。

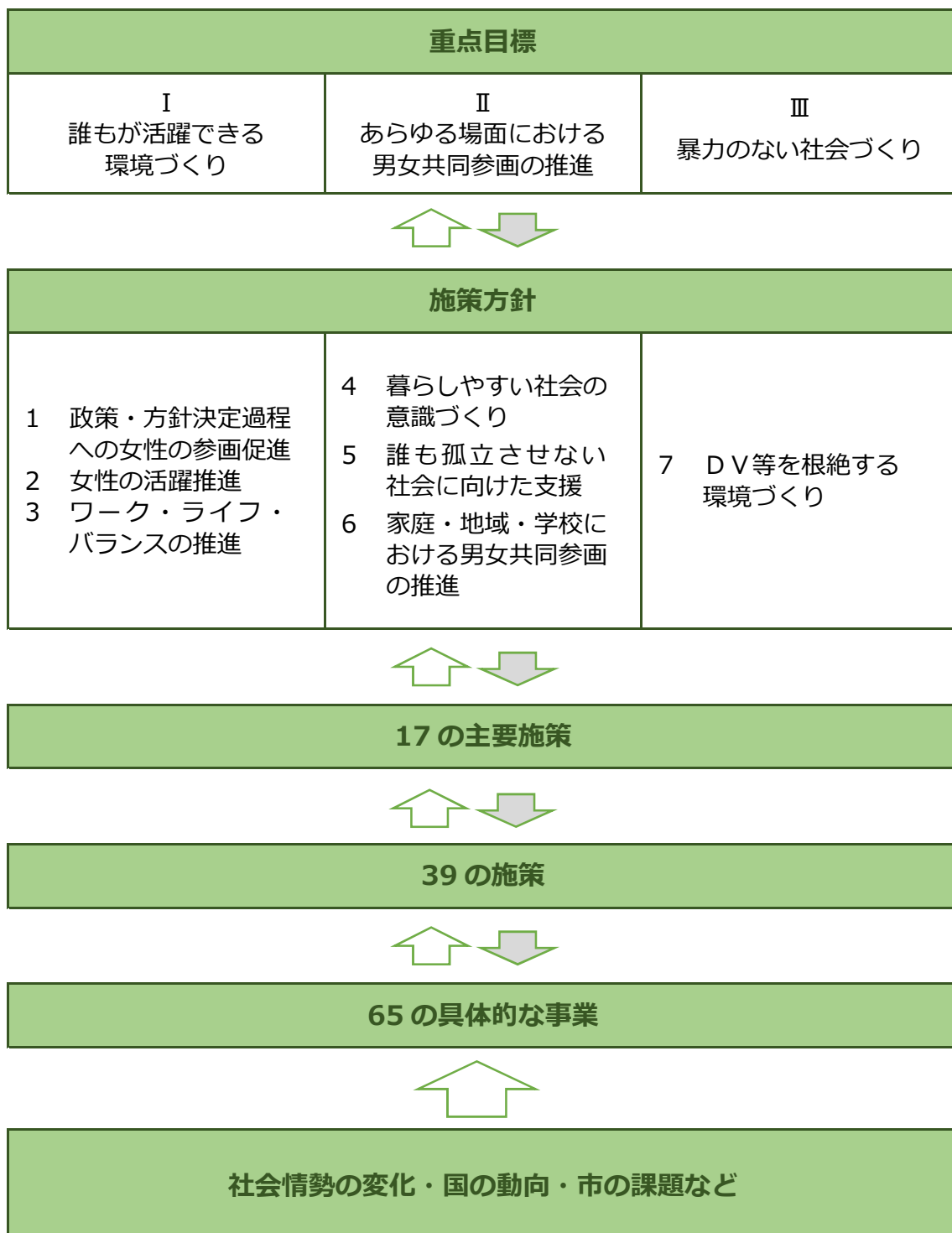
## 8 事業数

施策ごとの事業数は、施策を実現するために位置付けた具体的な事業の件数を示しており、合計で65事業となります。複数の事業数があるものは、市の複数の部局で事業実施するものや、同一の部局で複数の事業を実施するものがあります。

これに定められた一つ一つの事業が、効果的に展開されるよう進行管理を行います。

社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、具体的な事業を整理し、重点目標・施策方針・主要施策・施策として体系化し、目標を明確にしています。

### 第5次横須賀市男女共同参画プラン



## 10 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

### ●重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	1	市の審議会等における女性委員の割合	27.5%	40%
		2	町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	50%
		3	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	15%
2	女性の活躍推進	4	女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合	45.2%	70%
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	5	ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	平成 28 年度 数値を上回る
		6	市役所における職員の年次休暇取得日数	12.4 日	15 日

### ●重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
4	暮らしやすい社会の意識づくり	7	男女共同参画という言葉の認知度	54.7%	100%
		8	「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	100%
5	誰も孤立させない社会に向けた支援	9	性的マイノリティ*またはLGBTという言葉の認知度	65.8%	100%
6	家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	10	保育所等利用待機児童数	19 人	0 人
		11	町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	平成 28 年度 数値を上回る
		12	教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	平成 28 年度 数値を上回る

### ●重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針		指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 32 年度)
7	DV等を根絶する環境づくり	13	「DV*に関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	81.9%	100%

## 11 プランの推進

### (1) プランの進行管理

#### ① 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します。

#### ② 事業の点検

事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。

#### ③ 取組実績報告書の公表（毎年度実施）

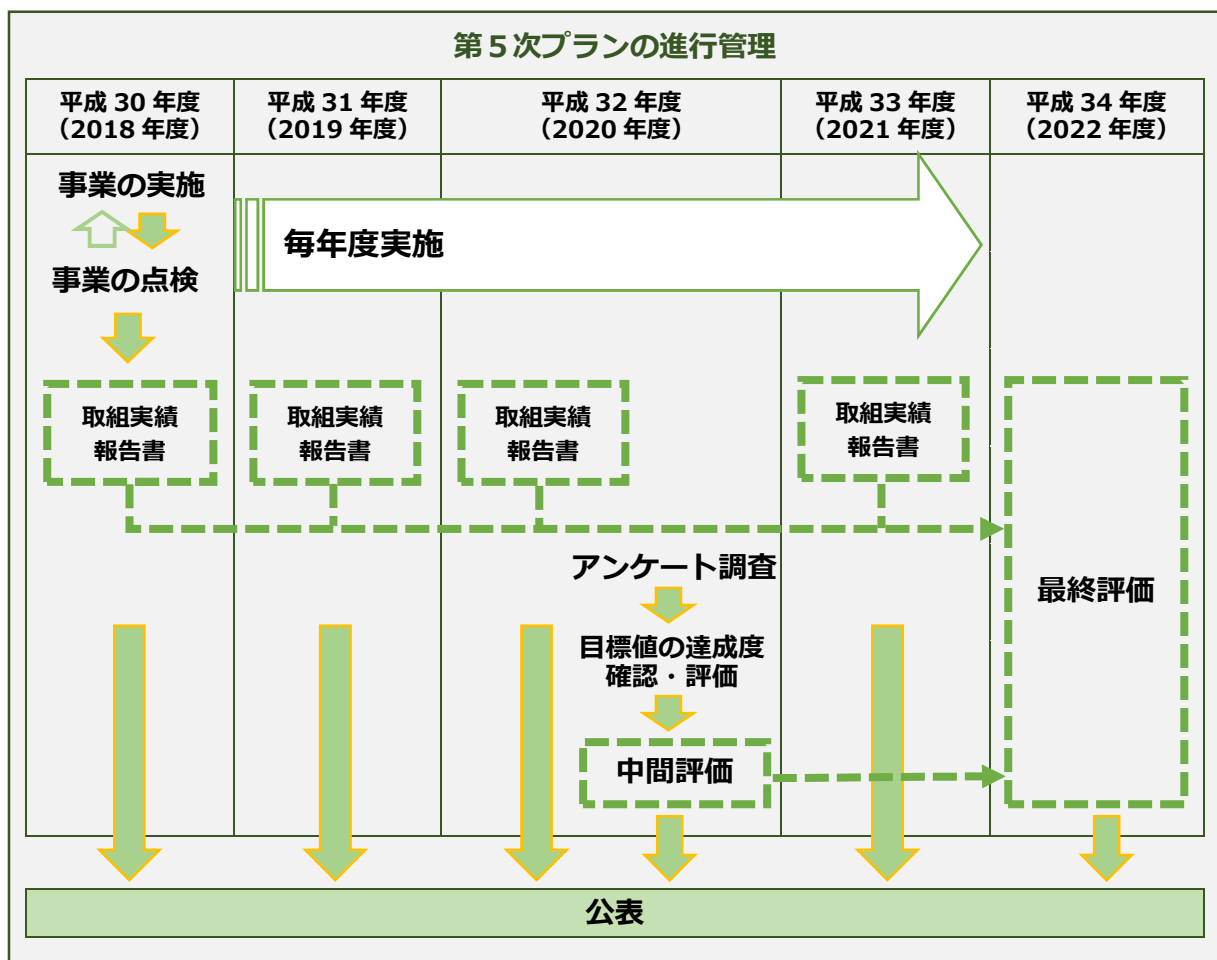
報告書を毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、男女共同参画審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

#### ④ 中間評価（次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。プランの効果や課題等を分析し、審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。

#### ⑤ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。



## (2) 推進体制の強化

### ① 横須賀市男女共同参画審議会

条例第23条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進及び進捗状況について審議し答申します。また、計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項等について、調査審議し必要に応じて市長に意見を述べます。

### ② 男女平等専門委員

男女共同参画社会<sup>\*</sup>形成の観点から、市の施策への不服や性別を理由とした人権侵害に関わる苦情・相談等の申出を受け付け、適切な対応を行うため、市長から委嘱された男女平等専門委員が公正・中立な立場で必要に応じて調査を行い、助言や是正の要望等を行います。

### ③ 男女共同参画職場リーダー会議

本市が実施するあらゆる事業において男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場リーダーとし、男女共同参画職場リーダー会議において男女共同参画についての理解を深めるため研修を実施します。

### ④ デュオよこすか

市の男女共同参画施策を推進し、市民、市民活動団体、事業者等との協働のための拠点施設として、「交流」「情報の収集・提供」「学習・研修」「相談」の機能の一層の充実を図ります。

### ⑤ デュオよこすか専門部会

審議会の下部組織として、デュオよこすかの運営に係る専門的な事項について検討します。

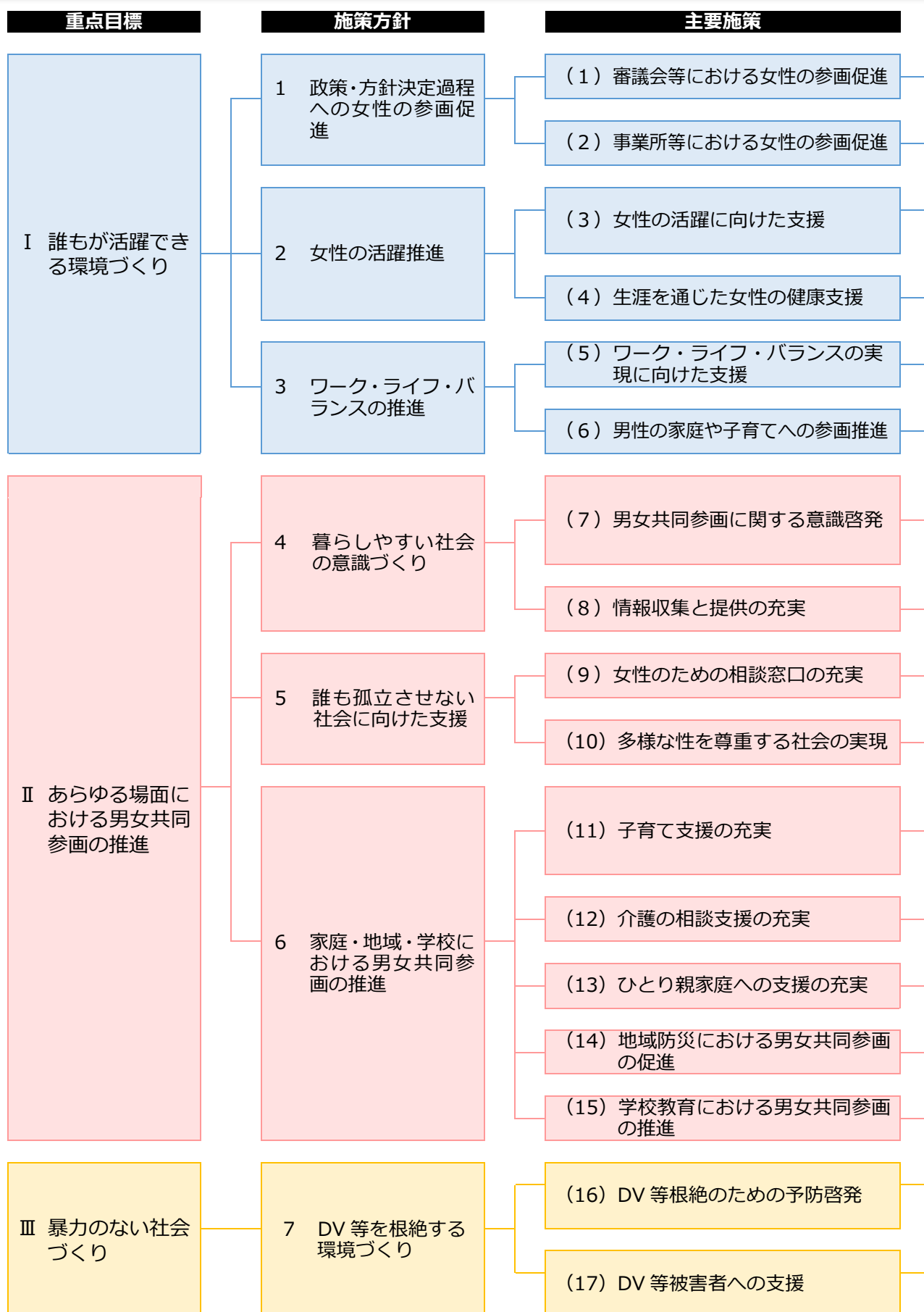
### ⑥ 市民、市民活動団体、事業者等及び市民サポーターとの協働・連携

男女共同参画社会を実現するためには、市民、市民活動団体、事業者等との協力・連携が不可欠です。また、諸施策を推進するため、市民サポーターとの連携を図ります。課題を共有しながら協働・連携を通じて、本市の男女共同参画を推進します。

### ⑦ 関係機関等との連携

国・県等の関係機関との連携を進め、啓発事業などについての事業協力を行います。

## 12 プラン体系図



施策		事業数	ページ
01	審議会等への積極的な女性の参画促進	2	23
02	審議会等における実態調査の実施	1	
03	事業所等における男女共同参画の推進	1	23
04	市の実施事業への配慮	1	
05	起業を目指す女性への支援	1	26
06	就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	1	
07	市役所における女性の活躍に関する取り組み	2	
08	女性のための健康相談の充実	2	26
09	女性特有のがん検診の普及啓発	1	
10	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	3	28
11	市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	3	
12	男性を対象とした講座等の開催	2	29
13	父親を対象とした子育ての情報提供	2	
14	男女共同参画に関する講座等の開催	2	31
15	市民協働による啓発事業の推進	2	
16	広報紙（NEW WAVE）による啓発	1	32
17	市役所における男女共同参画に関する取り組み	1	
18	デュオよこすかの運営	2	32
19	男女共同参画に関する調査の実施	1	
20	女性のための一般相談の充実	2	35
21	性的マイノリティに対する理解の促進	2	35
22	性的マイノリティに対する支援	3	
23	妊娠・出産に関する学習機会の提供	2	37
24	家庭等における子育て支援の充実	1	
25	多様な保育サービスの充実	1	
26	放課後の子どもの居場所の充実	2	
27	介護に関する相談窓口の充実	1	38
28	介護者に対する心の支援	3	
29	ひとり親家庭への自立支援の推進	2	38
30	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	1	
31	自主防災組織への女性の参画促進	1	38
32	男女共同参画に関する学習機会の提供	2	39
33	教職員に対する意識啓発	1	
34	DV防止に関する意識啓発	2	41
35	DV相談窓口の周知	1	
36	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	3	
37	相談体制の充実	2	42
38	被害者の安全確保と自立に向けた支援	1	
39	関係機関との連携強化	1	

(合計 65)